農用地区域からの除外申請チェックリスト

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 確認項目 | チェック欄 |
| 農林業振興課で確認 | 土地改良事業の対象農地ではない。または対象農地であるが、土地改良事業の完了から８年以上経過を確認している。※８年未経過の農地は除外することはできません。 | □ |
| 「中山間直接支払い事業」及び「多面的機能支払い事業」の対象農地ではないことを確認している。※対象農地の場合、返還金が発生します。 | □ |
| 農業委員会で確認 | 農業委員会に農地区分の確認申請地は（　　　　　）種農地及び転用が可能であることの確認をしている。※転用見込みがない場合、除外することはできません。 | □ |
| 上記の項目の確認が取れていない場合は各担当課に事前の確認をしてください。 |
| 徳島県策定の「農用地利用計画の変更(農用地区域からの除外)の判断基準」を満たすことを確認している。(徳島県ホームページで確認できます)※この基準を満たしていない場合、除外はできません。 | □ |
| 除外土地比較検討表を作成している。(自己所有等の土地の場合：様式1、自己所有地以外の場合：様式２)※代替地がないことの確認のため、作成が必要です。 | □ |
| （資材置場または駐車場での除外申請の場合）農業委員会に提出する転用書類と同様のものを作成している。(別紙参照)※事業計画書、事業所との位置関係等により、確実性及び必要性を確認します。 | □ |